

第2号様式

平成30年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

| | | |
|--------------------------|---|--------|
| 開催日時及び場所 | 平成30年11月9日(金) 14:00～16:15 法務省大臣官房施設課入札室 | |
| 委員 | 角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授) | |
| 審議対象期間 | 平成30年4月1日から平成30年7月31日まで | |
| 抽出案件 | 総件数 283件 | (備考) |
| 工 一 般 競 争 | 253件 | |
| 標 準 指 名 競 争 | 0件 | |
| 事 随 意 契 約 | 12件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式 | 0件 | |
| 業 一 般 競 争 | 2件 | |
| 簡易公募型競争 | 8件 | |
| 務 標 準 指 名 競 争 | 1件 | |
| 随 意 契 約 | 7件 | |
| | 意見・質問 | 回 答 |
| 委員からの意見・質問, それに対する回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| | 具申又は勧告 | 回 答 |
| 委員会による意見 具申又は勧告の内容 | なし | なし |

別 紙

| 意 見 ・ 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>1 工事の発注状況について 低入札案件について昨年度と比較して多いか。</p> | <p>今回の審議対象期間における低入札案件の割合は約30パーセントであるが、昨年度は約20パーセントであり、今回は多いと思われる。</p> |
| <p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p> | |
| <p>3 応札者が一者であった契約について エレベータ関係工事について、一者応札案件が多いようであるが、理由はあるか。 エレベータ関係工事以外で一者応札となった理由は何か。</p> | <p>既に設置されているエレベーターのメーカー及びその関連会社でなければ保守が難しいという事情があり、一般競争入札に付しても結果的に一者応札となる案件が多い。 技術者不足を理由として入札参加を見送った者が多く、結果として一者応札となった案件が多く見られた。</p> |
| <p>4 指名停止の運用状況について 指名停止を行った理由として、履行困難による契約解除があるが、原因は何か。 積算誤りを理由として低入札調査開始後に入札を辞退したことにより指名停止を行った者について、予定価格に対する入札額の割合はいくらか。</p> | <p>契約解除の対象となった業務について、業務遅延が発生していたため、請負業者に対し、業務期間内の業務完了が可能かについて聞いたところ、業務完了は困難として、契約解除の申出があったことから契約解除することとした。 29.60パーセントである。</p> |
| <p>5 工事抽出案件について</p> | |

(1) 平成29年度京都刑務所非常用
自家発電装置更新等工事

本件の入札調書によれば、入札額の階差が非常に大きいですが、このようになった理由は何か。

自家発電装置の価格差が原因とのことであるが、本件は低入札価格調査対象案件となったことを踏まえると、予定価格を作成するに当たり、実際の取引価格を反映したものとするべきではないか。

自家発電機の見積りは何社に依頼したのか。

自家発電機の製造メーカーの見積額を参考に予定価格を作成したとのことであるが、提出された見積額と実際の入札額に大きな乖離があることは問題だと思われる。

見積を依頼する際に例えば自家発電機の性能などの条件をつけるのか。

(2) 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営（建築）工事（第4回変更）

今回は変更契約であるが、当初の契約金額はいくらか

当初契約における入札参加者は1者だったのか。

予定価格調書を見ると算定した

本件の工事費用は自家発電装置の価格が入札額に大きく影響するが、自家発電装置は工事業者が製造メーカーから購入するものであるところ、この購入価格が工事業者により異なることから、入札額に大きな階差が発生したものであると思われる。

本件は、予定価格を作成するに当たり自家発電機の製造メーカーの見積額を参考としているが、今後は実際の取引価格等も調査した上で予定価格に反映させたい。

2社である。

御意見として承った。

本件の場合は、使用燃料、発電能力及び大きさなどの条件を付して見積依頼を行っている。

37億2,000万円である。

1者である。

乗じている。

予定価格に当初契約における落札率を乗じているようだが、これまでの変更契約においても、契約金額が変更となる場合はこの落札率を乗じているのか。

予定価格積算内訳書を確認すると、共通仮設費が減額となっているが、この根拠は何か。

本件の当初契約は再度公告を行ったのか。

本案件の契約総額はいくらか。

6 業務抽出案件について

(1) 平成29年度置賜学院構内整備等工事に係る設計等業務
意見・質問なし

(2) 平成29年度津山拘置支所改修工事監理業務

昨年度における建設コンサルタント業務や地質調査等の平均落札率はいくらか。

本件では、入札参加資格確認申請の段階で2者を参加資格なしとしているが、その理由は何か。

本件の業務対象には木造建築物もあるが、入札参加要件には木造建築物に関するものがなくとも問

例えば、交通誘導員を当初2名で指定していたが、実際には1名で問題ないことが判明した等により、関係費用金額を減額したためである。

行っていない。

42億9,513万円である。

実施設計については6件、75.76パーセント、耐震診断については5件、46.98パーセント、監理業務は4件、79.25パーセント、地盤調査は1件、68.44パーセントとなっている。

本件では、1者については入札参加要件として設定した業務実績を満たしておらず、もう1者は添付された疎明資料から当該実績が確認できなかったことから、それぞれ資格なしとしたものである。

本件は工事監理業務であることから、問題ないと判断した。

題ないのか。

入札参加資格なしとした者に対し、その理由を付して通知をしているが、その理由の文書がわかりにくいと思われる。

本件は、低入札調査対象の対象となっているが、落札者は直接人件費を予定価格における直接人件費の何パーセントとしているか。

本件の低入札調査の結果によれば、今回契約した業者の経営基盤は、過去3年間黒字決算であるとのことだが、このような低価格の契約でも経営が成り立っているのであれば、現場の技術者に対し適切な賃金が支払われているのか疑問である。予定価格については国土交通省の基準に基づいて作成されていると思われるが、これよりも相当低い金額で落札しても、業務が問題なく行われ、かつ経営状況もよいのであれば、適切な賃金が技術者に支払われていない可能性がある。

(3) 平成29年度福岡刑務所作業倉庫棟新営工事監理業務

本件は当初簡易公募型競争入札において、入札参加者がいなかったことにより標準指名競争入札に手続を切り替えたとのことであるが、結果として、標準指名競争入札では、相当数の参加者がいることから、発注方式や、入札公告を知らせる方法などを工夫し、最初から入札参加者を増やすようにしていただきたい。

相手方が理解しやすい文書となるように努める。

予定価格に対して64.45パーセントとなっている。

御意見として承った。

入札参加者を増やす方法として、昨年度から、希望者に対し、入札公告があったことをメールでお知らせするサービスを開始しており、今後はこのサービスの希望者を増やしていくことで、入札参加者の確保に務めたい。

(4) 平成30年度熊本刑務所庁舎収容棟等実施設計業務

本件は一度完了した実施設計について、内容の変更が生じたことから、再度発注したとのことであるが、最初の実実施設計業務の契約金額はいくらか。

最初の契約に係る発注方式は何か。

本件は、一度業務が完了した設計業務について、業務完了後に設計内容に変更が生じたとして最初に契約した業者と随意契約を行っているが、これでは最初に低い金額で入札して契約を取れば、業務終了後に設計変更が生じるたびに随意契約ができるということになるのではないか。一時期、基本設計業務を非常に低い入札額で契約した業者と、後に発注する実施設計業務又は工事監理業務を随意契約で行っていたことが問題となったことがあるので、注意する必要がある。

設計変更の内容について、当初の発注段階では想定できなかったのか。

随意契約を行う理由については、その内容の根幹部分が各契

1億1,340万円である。

プロポーザル方式である。

御意見として承った。

当初契約は庁舎に加えて老朽化した宿舎の建て替えに係る実施設計も含まれていたところ、契約後に当初設計では含まれていない宿舎が熊本地震の影響による傾きが発生していることが判明し、当該宿舎も含めた熊本刑務所の改修計画全体を見直すことになったことによるものであり、当初発注段階では分からなかったものである。

御意見として承った。

約毎に異なるようであれば問題である。また、本来国の契約は一般競争が原則であることを踏まえると、発注方式について競争性が担保されているかという点も考慮し、発注方式を決定された方が良い。